

# 軽自動車等の廃車・名義変更手続きについて

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に課税されます。軽自動車等を取得したときや登録の内容に変更（名義変更・住所変更等）があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告してください。手続きをされていないと、令和7年度も課税の対象となります。

お手続き先は下記をご確認ください（車の種類によって手続き場所が異なります）。

車の種類	必要なもの		手続き場所
原動機付自転車（125cc以下） 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等） ミニカー（50cc以下） 小型特殊自動車（フォークリフト、トラクター等）  ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類（運転免許証等）	茨城町 税務課 茨城町小堤1080番地 ☎029-240-7114（直通）
	廃車済み	・廃車申告受付書 ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類（運転免許証等）	
	名義変更	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類（運転免許証等）	
軽自動車（660ccまでの三輪・四輪車） ボートトレーラー	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下） 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

※ディーラー等の代理人に手続きを依頼した場合は、手続きが完了したことを必ず確認してください。また、車両を解体（スクラップ）しても、書類上での廃車手続きを行わなければ登録が残ったままになります。速やかに廃車の手続きをしてください。

## Q&A

**Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税（種別割）に還付はありますか？**

**A** 軽自動車税（種別割）は月割制度がありません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。

**Q 茨城町から転出または茨城町に転入しました。手続きは必要ですか？**

**A** 軽自動車等は定置場（車両の置き場所）にて課税となります。定置場が変更になった場合、速やかにお手続きをお願いします。

## 廃車・名義変更等をしたときは、税申告書（税止め）の提出を

「水戸」ナンバーのオートバイ（排気量125ccを超えるもの）や軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを県外で行った場合は、「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）で受付印があるもの」または「手続きしたことがわかる車検証」を、税務課に提出してください。提出しないと、翌年度以降も課税される場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

## 20歳になられた皆さんへ 日本年金機構からのお知らせです

日本にお住まいの20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。20歳になってから概ね2週間以内に、「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」が届きます。日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

動画はこちらから視聴できます

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



## 学生納付特例制度

学生の方で本人の所得が所得制限額以下の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

※前年の所得が制限額を超えた方で「雇用保険被保険者離職票」等の添付がある場合、退職特例制度が適用される可能性があります。

※学生納付特例を受けた期間の保険料は受給資格期間の計算に含まれますが、年金受給額に反映させるためには追納する必要があります。

▶申請に必要なもの：学生証（有効期限が確認できるもの）の両面コピーまたは在学証明書（原本）

## 障害年金のご案内

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限された場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

▶まずは初診日を確認してください

障害年金の相談をする前に、「初診日」とその病名、医療機関名の確認をお願いします。初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日です。障害年金の請求をするうえで非常に重要な事項なので、必ず確認してから相談してください。

▶相談窓口へ相談してみましょう

初診日に加入していた年金制度によって、相談先が異なります。水戸南年金事務所は事前予約が必要です。

町保険課に来庁する場合も、相談には時間が必要（1～2時間程度）となり、また対応できない場合もありますので、事前に来庁日等をご連絡いただくことで相談がスムーズに進められます。時間に余裕をもってご来庁ください。

初診日に加入していた年金制度		請求手続きの相談窓口	予約
厚生年金		水戸南年金事務所	必要
国民年金	第3号被保険者	茨城町保険課 医療年金グループ（1階4番窓口）	おすすめ します
	第1号被保険者 60歳以上65歳未満の方		
20歳前の方			

※障害年金を受けるには、一定の要件がありますので、該当の相談窓口でご相談ください。

保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料に未納があると、障害年金を受け取れない場合があります。

保険料の納付、または免除の手続きをお願いします。



【問合せ先】 水戸南年金事務所

☎ 029-227-3278

茨城町 保険課 医療年金グループ

☎ 029-240-7113（直通）